各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各 介 護 保 険 関 係 団 体 御中

一 厚生労働省 老健局介護保険計画課・高齢者支援課
・振興課・老人保健課

## 介護保険最新情報

## 今回の内容

「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に 係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に 関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一 部改正について」等の送付について 計1203枚(本紙を除く)

Vol.435

平成27年3月27日

厚生労働省老健局

介護保険計画課 • 高齢者支援課 • 振興課 • 老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 2164、3971、3937、3949)

FAX: 03-3503-7894

事 務 連 絡 平成 27 年 3 月 27 日

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局) 御中 中 核 市

> 厚生労働省老健局老人保健課 介護保険計画課 高齢者支援課 振興課

「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」等の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、 厚く御礼申し上げます。

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成27年3月27日老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号厚生労働省老健局介護保険計画課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知)等が下記のとおり発出しました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成27年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所 サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居 宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上 の留意事項について」等の一部改正について(平成27年3月27日老介 発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327 第2号厚生労働省老健局介護保険計画課長・高齢者支援課長・振興課 長・老人保健課長連名通知)
- 2 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する 事務処理手順例及び様式例の提示について(平成27年3月27日老振発 0327第2号厚生労働省老健局振興課長通知)
- 3 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成27年3月27日 老振発0327第3号厚生労働省老健局振興課長通知)
- 4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について(平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長連名通知)
- 5 リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について(平成27年3月27日老老発0327第3号厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上

老介発 0 3 2 7 第 1 号 老高発 0 3 2 7 第 1 号 老振発 0 3 2 7 第 1 号 老老発 0 3 2 7 第 2 号 平成 2 7 年 3 月 2 7 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長 (公印省略) 高齢者支援課長 (公印省略) 振 興 課 長 (公印省略) 老人保健課長 (公印省略)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要す る費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の 一部改正について

標記については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)」、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第10号)」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第74号)」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第76号)」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第76号)」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第76号)」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第76号)」、「指定居宅介護支援に要する費

用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第84 号)」、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第85号)」、「指定介護予防支援 に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働 省告示第86号)」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介 護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他 の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第 二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均 的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める 費用の額の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 78 号)」、「介護保険 法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十 一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件(平 成27年厚生労働省告示第79号)」、「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に 規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施 設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正 する件(平成27年厚生労働省告示第80号)」、「厚生労働大臣が定める地域密着 型サービス費の額の限度に関する基準の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働 省告示第87号)」、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等 の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件(平成27年厚 生労働省告示第88号)」、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に 関する基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第89号)」、「厚生労 働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービ ス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サ ービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告 示第 90 号)」、「厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一 部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第91号)」、「厚生労働大臣が定める 中山間地域等の地域の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第92号)」、 「厚生労働大臣が定める一単位の単価の全部を改正する件(平成27年厚生労働 省告示第93号)」、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の全部を改 正する件(平成27年厚生労働省告示第94号)」、「厚生労働大臣が定める基準の 全部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第95号)」、「厚生労働大臣が定め る施設基準の全部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第96号)」、「介護保 険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣 が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件(平成 27 年厚生労 働省告示第97号)」、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給 に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地

域の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 98 号)」、「厚生労働大臣の 定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する 件(平成 27 年厚生労働省告示第 99 号)」、「厚生労働大臣が定める旧措置入所者 の所得の区分及び割合の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 100 号)」、「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限 度額の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 101 号)」及び「指定地 域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着 型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定す る厚生労働大臣が定める者及び研修の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省 告示第 102 号)」が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

これらの制定及び改正等に伴う通知の改正の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)の一部改正別紙1のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)の一部改正別紙2のとおり改正する。
- 3 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う 実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振 発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)の一部改正 別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地

域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老 振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)の一部改正

別紙4のとおり改正する。

5 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)の一部改正

別紙5のとおり改正する。なお、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「新介護保険法」という。)に基づく一定以上所得者の2割負担に係る記載は平成27年8月1日から適用する。

6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・ 老老発第0331017号)の一部改正

別紙6のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の 2割負担に係る記載は平成27年8月1日から適用する。

- 7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)の一部改正 別紙7のとおり改正する。
- 8 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年3月31日老振発0331003号、老老発0331016号)の一部改正について別紙8のとおり改正する。
- 9 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 12年3月17日老企第43号)の一部改正 別紙9のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の 2割負担に係る記載は平成27年8月1日から適用する。
- 10 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第44号)の一部改正 別紙10のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の

2割負担に係る記載は平成27年8月1日から適用する。

11 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第45号)の一部改正

別紙 11 のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の 2割負担に係る記載は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

12 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年3月8日老企第41号)の一部改正

別紙12のとおり改正する。

13 介護給付費請求書等の記載要領について (平成13年11月16日老老発第31号) の一部改正

別紙13のとおり改正する。

- 14 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(平成17年9月7日老老発第0907002号)の一部改正別紙14のとおり改正する。
- 15 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号)の一部改正別紙15のとおり改正する。
- 16 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について(平成12年3月8日老企第42号)の一部改正

別紙 16 のとおり改正する。なお、新介護保険法に基づく一定以上所得者の 2割負担に係る記載は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

- 17 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号)の一部改正 別紙 17 のとおり改正する。
- 18 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号)の一部改正別紙18のとおり改正する。